

環境衛生部門への指導

1 留意すべき事項

介護保険施設は、入所されている方々の生活や活動の場であり、健康で快適な環境が確保されていることが強く望まれる。

施設における衛生的環境の確保は、施設の設計・施工と維持管理が併せて適切に行われることによってなされる。

今回の調査では、大半の介護保険施設は3000㎡以上の延べ床面積をもち、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下建築物衛生法という）」の特定建築物に相当する規模であった。

建築物衛生法に規定する特定用途でないため届出の対象とはなっていないが、衛生確保を図るためには、感染症に対する抵抗力が弱い高齢者が集団で生活することや空気調和設備、給排水施設等に求められる管理の内容からすると、「建築物衛生法」に準じた管理が適切と思われる。

また、維持管理担当者は事務職員等が兼務し、維持管理の実務は業者に委託されていることが多かったので担当者の維持管理に対する理解度が最も重要である。

したがって、個々の施設が独自の管理マニュアルを作成し、そのマニュアルに沿った維持管理について助言指導するためには、最初に施設の概要（資料1参照）を調査することが大切である。

2 介護保険施設における衛生管理組織、体制等について

施設の適正な維持管理は、施設の管理運営に携わる職員の連携（組織、体制）が十分機能してはじめて実現する。

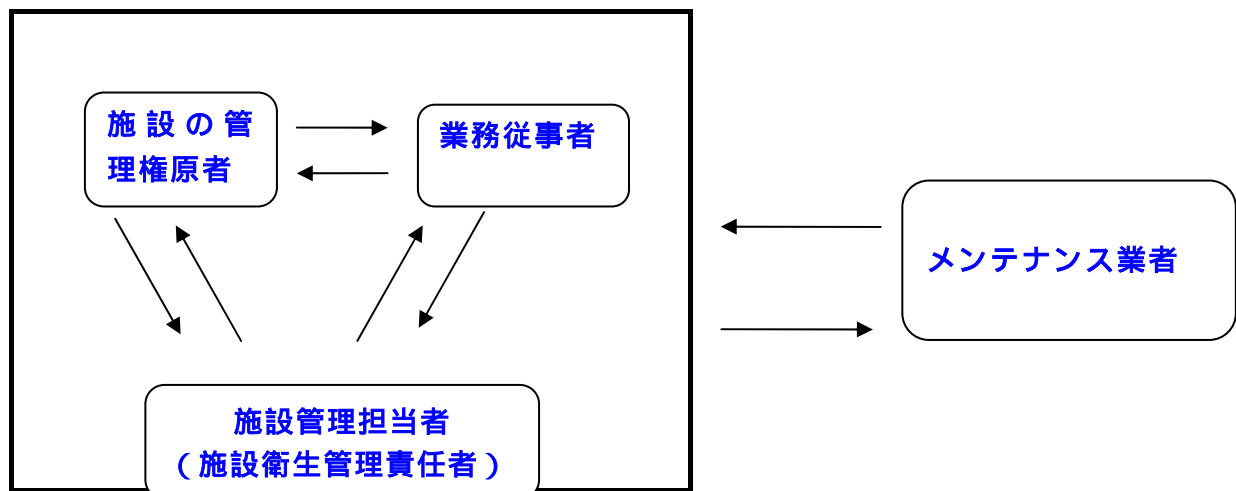
（1）施設の適正な管理運営を行うための管理組織の設置

介護保険施設には、居室、厨房、集会室、浴室、洗たく室、職員事務室、便所等々その他にもいろいろな用途がある。これだけ用途が多岐にわたる施設を管理部門の職員だけで対応して行くことはかなり負担が大きく適正な管理の実現が困難である。

そこで、施設の管理権原者（法人の代表者等維持管理について権原を有する者）を中心に業務従事者と施設管理の担当者で、縦割りの組織だけではなく、施設の衛生管理に関し横断的組織を作る必要がある。

多数の人員の利用施設の衛生管理を適正に行うために、施設の管理権原者の委任を受けた者（以下「施設衛生管理責任者」という。）を設置する必要がある。

施設衛生管理責任者の役割は、空気調和設備、給排水設備、清掃・廃棄物処理、ねずみ・昆虫等の防除等の実施について各部門の管理状況の見届けである。



- ・ 年間維持管理計画の立案
- ・ 維持管理の全般的な状況把握及び見届け確認
- ・ 生活衛生上の維持管理に関する測定、検査の実施とその結果の評価及び記録の整備（測定、検査については専門のメンテナンス業者へ依頼により行う場合を含む。）
- ・ 建物の平面図、維持管理に関する設備配置・系統図を整備しておくこと

施設衛生管理責任者の職務内容は、以下のとおりとする。

(2) メンテナンス（維持管理）の専門業者へ委託する場合

メンテナンス業者に委託した部門については、単なる点検実施報告（月1度程度のもの）のみならず、1年に1度は「総合的所見」、人でいえば健康診断書に該当するものを必ず求めることが望ましい。その内容は、施設衛生管理責任者のみならず、施設の管理権原者にも良く理解できる内容のものであること。

また、改善、改修が必要な箇所については、経済的出費を強いられるところから十分な理解が得られる合理的な説明がなされた内容のものである必要がある。（年間の総合報告書については、委託契約の際、十分確認するよう理解を求めること。）

業者との契約で不明な点をなくすため、専門性の高い部門についてもまかせっきりせず現場に立会い質問等により理解を深めるよう助言すること。

また、契約内容やこれに基づく維持管理の状況についても確認するよう指

導する。

業務を委託するにあたっては、「建築物衛生法」に基づいた知事の登録業者やさまざまな制度を活用するよう助言する。

3 空気調和設備の管理について

(1) 空気調和設備又は機械換気設備を設けている場合

より快適な温熱環境を確保するための基礎資料として、各施設は試みに年間4回程度(四半期毎に1回)温度、相対湿度及び気流(温熱要因)などの空気環境測定を実施して得られたデータを活用することが望ましい。

測定を実施する際、入所者等に温熱感に関するアンケートを行うことにより当該施設の快適な温熱環境を知ることができる。

< 温熱感について >

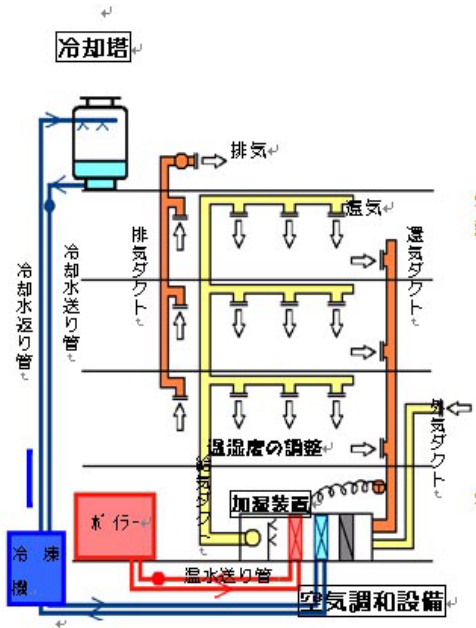
1 非常に暑い	2 暑い	3 少し暑い	4 快適
5 少し寒い	6 寒い	7 非常に寒い	

温熱環境の快適性は温度だけでなく湿度、気流及び放射熱(輻射熱)によっても影響を受ける。また、着衣量や活動強度等によって各個人の温冷感は大きく違うことから、施設の利用者全員が生理的・心理的に満足するような温度管理を行うことは困難である。

個人レベル(着衣量の変更)の努力を含めて対応することが必要である。

相対湿度については、夏季の高湿度状態は、暑さに対する不快感を高めるだけでなくアレルギー疾患等との関連が指摘されるカビやダニの増殖を招きやすい。一方、冬季の低湿度状態は、気道粘膜を乾燥させ気道の細菌感染予防作用を弱めるとともに、インフルエンザウイルスの生存時間が延び、インフルエンザに罹患しやすい状況になる。冬季の湿度管理については、施設全体での対応が困難であれば、局所的な加湿装置の設置を積極的に検討するなどの配慮が必要である。

(2) 空気調和設備に関する衛生上必要な措置



冷却塔、加湿装置に供給する水/

水道法第 4 条に規定する水質基準に適合すること

**冷却塔及び冷却水、加湿装置、
空気調和設備内に設けられた排水受けの管理/**

冷却塔及び冷却水	汚れの状況の点検、必要に応じた清掃及び換水等	使用開始時及び使用開始した後、1 月以内ごとに 1 回行うこと
空気調和設備内に設けられた排水受け	汚れ及び閉塞の状況の点検、必要に応じた清掃	

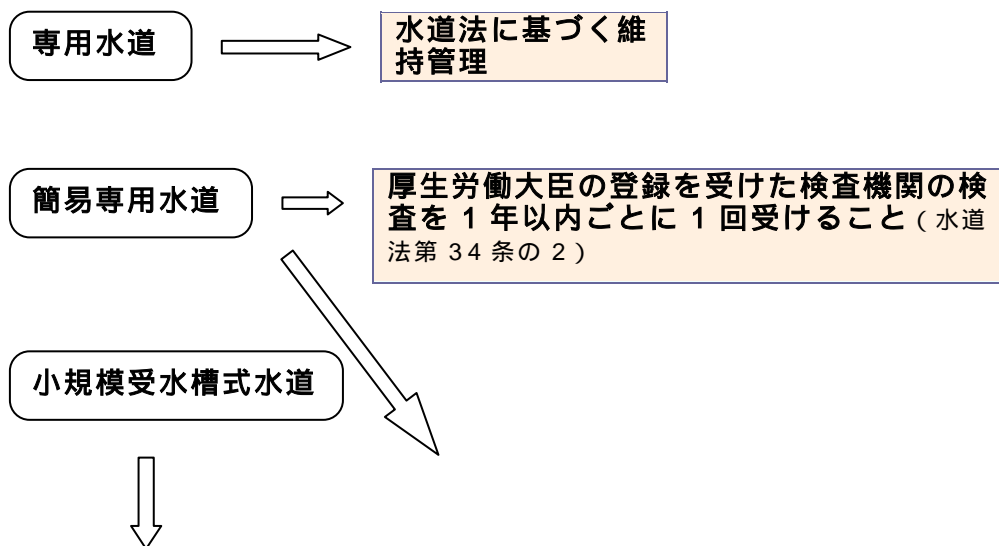
冷却塔、冷却水の水管、加湿装置の清掃

1 年以内ごとに 1 回行うこと

- ・ 冷却塔の清掃は重要。
- ・ 冷却塔水に抗レジオネラ剤を使用することは有効である。
- ・ 冷却水中のレジオネラ属菌の検査を定期的実施するよう努めること。
- ・ 加湿器（超音波式・回転霧化遠心噴霧式）は特に留意すること。

4 給水・給湯設備の管理について

専用水道、簡易専用水道は水道法の適用を受ける。また、簡易専用水道・小規模水道については次のとおり建築物衛生法の規定に準じて管理すること。



項 目		検査実施回数
遊離残留塩素の含有率*		7日以内ごとに1回
10項目 (省略不可)	一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物(全有機炭素(TOC)の量)、pH値、味、臭気、色度、濁度	6月以内ごとに1回 (省略可項目は水質基準に適合した場合、次の1回を省略可能)
5項目 (省略可)	鉛、亜鉛、鉄、銅、蒸発残留物	
消毒副生成物	クロロホルム、ジブクロロメタン、ブクロロメタン、ブクロホルム、総トリハロメタン、シアン化物イオン及び塩化シアン、クロ酢酸、ジクロ酢酸、臭素酸、トリクロ酢酸、ホルムアルデヒド	6月1日から9月30日の間に1回

水質検査の実施

* 中央式の給湯設備で供給する給湯水については、末端給水栓において水温が55度以上確保されている場合、遊離残留塩素の含有率の検査を省略することができます。
(遊離残留塩素の含有率は0.1mg/l以上に保持すること)

貯水槽・中央式給湯設備の貯湯槽の清掃

1年以内ごとに1回行うこと

5 入浴施設の維持管理について

浴室における施設、設備、水質等の衛生的管理、従業者の健康管理及び入浴者の衛生に必要な措置により、衛生等の向上及び確保を図るよう助言・指導する。

毎日、浴槽を洗浄・換水する。浴槽水を循環させない浴槽では、生物膜は形成されにくいと考えられるが、浴場の稼働と同時に循環ろ過装置を稼働している入浴施設では、たとえ、毎日完全に換水していても循環系の内壁やろ材に生物膜が形成されレジオネラ属菌を定着させる環境にあることに留意しなければならない。

特に、循環ろ過機に微生物を繁殖させて湯水を浄化する方式（生物浄化方式）の循環式浴槽は、ろ過装置がレジオネラ属菌の供給源となるため、使用者はその危険性をよく認識しなければなりません。また、感染に対する抵抗力が弱い高齢者を対象とする施設に設置している場合には、十分な管理が必要である。

1 脱衣室

脱衣室内の人が直接接触する床、壁、脱衣、体重計等は毎日清掃し、1月に1回以上消毒すること。

足ふきマットは、消毒等を行ったものと適宜取替え衛生的に保つこと。

2 浴室内

浴室内の人直接接触する床、壁、洗いおけ、腰掛、シャワー用カーテン等、毎日清掃し1月に1回以上消毒すること。

3 浴槽内

浴槽水は毎日、完全に換水して浴槽を清掃すること。ただし、これによりがたい場合にあっては、1週間に1回以上完全に換水して浴槽を清掃すること。

浴槽の消毒にあたっては、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を定期的に測定して、常時0.4 mg / l以上を保ち、かつ、遊離残留塩素濃度は最大1.0 mg / lを超えないように努めること。

ただし、原水もしくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤が使用できない場合、原水若しくは原湯のpHが高く塩素系薬剤の効果が減弱する場合、又はオゾン殺菌等他の消毒方法を使用する場合であって、併せて適切な衛生措置を行うのであればこの限りでない。

浴槽の浴槽水を塩素系薬剤によって消毒する場合は、当該薬剤はろ過機の直前に注入または投入すること

消毒装置は維持管理を適切に行うこと。

(参考)

薬液タンクの塩素系薬剤の量を確認し、補給を怠らないようにしなければならない。送液ポンプが正常に作動し、薬液の注入が行われていることを毎日確認する。注入弁のノズルが詰まったり、空気をかんだりして送液が停止している例がよく見受けられるので注意する必要がある。

一般によく使われている市販品の次亜塩素酸ナトリウム溶液は、有効塩素濃度が12%であるが、そのまま使うとノズルが詰まり易いので、5～10倍に薄めて使用している例が多いようである。また、不純物の多い工業用のものは使用を避け、日本水道協会規格品、食品添加物認定品あるいは医薬品などとして市販されている薬剤を使用することにより、目詰まりはある程度防ぐことができる。いずれにしても、薬剤注入弁は定期的に清掃、洗浄を行い、目詰まりを起こさないように管理する必要がある。

ろ過機及び循環配管の消毒には、循環配管及び浴槽等の材質、腐食状況、生物膜の状況等を考慮して年に1回以上消毒すること。

(参考)高濃度塩素消毒

高濃度の有効塩素を含んだ水を、配管の中に循環させることで殺菌する方法である。残留塩素濃度は高い程(10～50mg/Lが一般的)良いが、循環系内の配管などの材質の腐食が憂慮される場合には、5～10mg/L程度に抑えておく方が無難である。この状態で、浴槽水を数時間循環させる。

バイオフィームが存在している循環系に塩素を入れると、塩素は微生物の細胞膜を破壊してタンパクや多糖類を溶出させるので、浴槽水が濁ったり発泡したりすることがある。

特にろ過装置のろ材に、多孔質の自然石、人造石(セラミック製のボール、砂等)などを用いたものは、十分な消毒が必要である。最近では、次亜塩素酸ナトリウムと併用して、水中で二酸化塩素を発生させる薬剤もみられ、スライムの除去・消毒を行う方法も用いられている。

集毛器は、毎日清掃すること。
浴槽からの溢れた水を浴用に再使用しないこと。

4 その他

- (1) ジェットバス、気泡風呂のようにエアロゾルを多く発生させる設備の使用については十分な衛生管理が必要である。
- (2) 介護保険施設における浴槽水については、水質検査の義務づけはないが、大阪府公衆浴場法施行条例で規定している水質基準は次のとおりである。
- る。公衆衛生の見地からこの基準を遵守することは意義がある。
- ・濁度は、5度以下であること。
 - ・過マンガン酸カリウム消費量は、25mg/l以下であること。
 - ・大腸菌群数は、1ミリリットルにつき1個以下であること。
 - ・レジオネラ属菌は、100ミリリットルの検水で形成される集落数が10未満であること。
- (3) 浴槽水の遊離残留塩素濃度は、当初は消長パターンを把握するため1時間ごとに測定を行い、その後は使用状況に応じて測定し、記録すること。

6 排水・清掃、ねずみ等の防除、浄化槽の管理について

排水からの悪臭、衛生害虫などの発生を未然に防ぐため、排水設備の清掃、清掃、ねずみ等の防除が必要である。

また、浄化槽の機能を維持し、適正な放流水質を確保するために保守点検・清掃及び検査が浄化槽法において義務付けられている。

項 目		実施回数	
排水設備の清掃	雑排水槽、汚水槽、排水管、阻集器などの排水に関する設備の清掃を行うこと	6月以内 ごとに1回	
清 掃	大掃除（定期清掃）を行うこと		
ねずみ等の防除	生息調査を行い、必要に応じて措置すること (ただし、食料品を扱う区域並びに排水槽、阻集器、廃棄物保管庫の周辺等特にねずみ等が発生し易い箇所については2月以内ごとに1回)		
浄化槽の維持管理(浄化槽法)	保守点検	大阪府浄化槽保守点検業登録業者に委託して実施すること	1回/週 ~1回/3月
	清掃	市町村長許可業者に委託して実施すること	1年以内 ごとに1回
	定期検査 (浄化槽法第11条)	大阪府知事の指定検査機関(社)大阪府環境水質指導協会)に依頼して実施すること	

7 理容・美容・クリーニングについて

(1) 理容、美容の業務に関する衛生管理について

入所者に対する理容（美容）の業務を行う場合には、理容師（美容師）の免許を有するものに委託すること。

委託するにあたっては、理容師、美容師の資格者であることを免許証で確認すること。また、「結核、その他感染性の疾患に罹患していない」旨の医師の診断書を求めること。（免許証原本の写し等の記録をとること。）

理容師、美容師は各法令で皮膚に接触する器具について、人一人ごとに消毒した清潔なものを使用することになっているので、見届けること。

(2) 施設からの洗たく物等の取扱いについて

シーツ、布団カバー、枕カバー等の洗たくを業者に委託する場合は、クリーニング業法に基づく確認を受けたクリーニング所の業者で、同法施行規則第1条に規定する消毒を要する洗たくものを取り扱うことが出来るクリーニング所の確認を受けた業者に委託すること。（クリーニング所検査確認済みの証の写し等の記録をとること。）

洗たくを自己実施する場合は、次に掲げる事項について措置を講ずること。

ア 洗たく場は、毎日清掃し、その清潔保持に努め、必要に応じ補修を行い、衛生上支障のないようにすること。

イ 消毒する必要がある洗濯ものは別に区分して取り扱い、適切な方法で（例：次亜塩素酸ナトリウムで遊離残留塩素濃度250mg/lにし、摂氏30度で5分間浸す）消毒すること。

ウ 洗濯ものの保管等は、未洗濯と洗濯済みのものを区分して衛生的に取り扱うこと。

エ 洗たく場は、ねずみ、昆虫等が生息しないようにすること。

(資料1) 施設概要

施設の概要(空調設備・入浴設備・給水設備等)

施設の名 称			
施設の所在地			
設置者の氏名・住所			
電 話 番 号	() -	FAX 番号	() -
E-mail アドレス			
施設衛生管理責任者氏名	所 属 電話番号() -		
作 成 年 月 日	平成 年 月 日		

1 施設の概要

(1)階高・面積	地上()階・地下()階・延床面積()m ²
(2)建築構造	鉄 筋 コ ン ク リ ー ト 造 ・ 木 造 ・ そ の 他 ()
(3)建築竣工年月日	昭和・平成 ()年()月()日
(4)使用人員	入所者()名・職員()名・その他()名 合 計()名

2 空気調和設備 [有・無]

(1)制御範囲	全 体 制 御 方 式 ・ 個 別 制 御 方 式 ・ そ の 他 ()
(2)空調維持管理	自主・委託・その他()
(3)点検頻度	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(4)フィルタ-清掃頻度	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施

3 冷却塔 [有・無]

(1)冷却塔使用水	市 町 村 水 道 水 ・ 井 戸 水 ・ そ の 他 ()
(2)冷却塔維持管理	自主・委託・その他()
(3)冷却塔使用期間	ヶ月/年
(4)汚れの状況の点検 頻度	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(5)冷却塔の清掃	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(6)冷却水の交換	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(7)冷却水に対する レゾネラ菌対策	有 抗レジオネラ剤注入(薬剤名) ・ その他の薬剤 (薬剤名) 無 その他()

4 加湿器 [有・無]

(1)加湿器使用水	市町村水道水・井戸水・その他()
(2)加湿器維持管理	自主・委託・その他()
(3)加湿器の使用期間	ヶ月/年
(4)点検頻度	定期的に実施(回/年)・不定期・未実施
(5)加湿器の清掃	定期的に実施(回/年)・不定期・未実施
(6)加湿水の交換	定期的に実施(回/年)・不定期・未実施

5 室内空気環境の測定 [有・無]

(1)測定実施者	自主・委託・その他()
(2)測定頻度	定期的に実施(回/年)・不定期
(3)測定項目	気温・相対湿度・気流・一酸化炭素・二酸化炭素・浮遊粉じん ホルムアルデヒド・その他()

6 給水設備(飲料水)

(1)使用水	市町村水道水[直圧方式・貯水槽方式] 井戸水等[直圧方式・貯水槽方式]	
(2)貯水槽設置場所	屋外・屋内 [()階に設置]	
(3)貯水槽設置方式	地上式(6面点検可能構造)・床置き式・半地下式・地下式	
(4)貯水槽の材質	FRP・鋼鉄製・コンクリート製・その他()	
(5)貯水槽の容量	総容量()m ³ 有効容量()m ³	
(6)簡易専用水道(貯水槽有効容量が10m ³ を超える)に該当の有無	有・無	有の場合は法定検査の受検状況 毎年受検・不定期・未受検
(7)貯水槽の点検	自主・委託・未実施	
(8)貯水槽の清掃	自主・委託・未実施	
(9)貯水槽清掃頻度	定期的に実施(回/年)・不定期・未実施	
(10)水質検査	定期的に実施(回/年)・不定期・未実施	
(11)水質検査項目	一般細菌・大腸菌群・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・鉄・マンガ ン塩素イオン・有機物等・pH値・味・臭気・色度・濁度・その他	
(12)末端給水栓における残留塩素測定頻度	残留塩素測定器[有・無] 有りの場合 定期的に実施(回/月)・不定期・未実施	

7 給湯設備 [有・無]

(1)給湯方式	中央貯湯式・中央循環式・局所貯湯式・局所瞬間式	
(2)給湯水の用途	飲用・炊事用・浴用・手洗い用・その他()	
(3)貯湯槽の容量	総容量()m ³ 有効容量()m ³	
(4)給湯水の温度	貯湯槽()	末端給湯栓()
(5)給湯設備維持管理	自主・委託・その他()	
(6)貯湯槽の清掃	自主・委託・未実施	

(7)貯湯槽清掃頻度	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(8)給湯水の水質検査	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(9)給湯水の水質検査項目	レジオネラ属菌・一般細菌・大腸菌・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素・鉄・マンガン・塩素イオン・有機物・pH値・味・臭気・色度・濁度 その他()
(10)末端給湯栓における残留塩素測定 の頻度	定期的に実施()回/月)・不定期・未実施

8 入浴設備

(1)循環ろ過装置 (浴槽用)	有・無 [入替式・24時間風呂・その他()]
(2)循環ろ過装置の清掃	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(3)ろ材の洗浄 (逆洗浄)	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(4)ろ材の材質	砂・珪藻土・その他()
(5)入浴設備維持管理	自主・委託・その他()
(6)浴槽水の管理方法	毎日浴槽水の湯を排水する・あふれた分の補給のみ 定期入換え()回/月)・不定期入換え
(7)浴槽の清掃方法	毎日浴槽水を排水し洗剤で槽の洗浄を行う 定期的に浴槽水を排水し洗剤で槽の洗浄を行う()回/月) 不定期に浴槽水を排水し洗剤で槽の洗浄を行う その他()
(8)浴槽水の消毒	薬剤の連続注入装置を設置[有・無] 薬剤を手により定時に投入()回/日)・ その他()・未実施
(9)消毒薬剤名	次亜塩素酸ナトリウム・イソシアヌル酸・さらし粉・その他 ()
(10)浴槽水の残留塩素 の測定頻度	残留塩素測定器[有・無] 有りの場合 定期的に実施()回/週)・不定期・未実施
(11)浴槽水の水質検査	定期的に実施()回/年)・不定期・未実施
(12)浴槽水の水質検査 項目	レジオネラ属菌・大腸菌群・過マンガン酸カリ消費量・濁度・ その他()
(13)浴室にある設備	気泡風呂・ジェットバス・打たせ湯・高温サウナ・湿式サウナ 電気風呂・薬湯・その他()
(14)浴槽の総容量	男女の合計()m ³

(15)浴室での使用水量	1日約()m ³ ・把握の方法がないため不明
(16)浴室の利用者数	1日 総数 約()名

9 清掃・廃棄物処理・ねずみ昆虫等防除・雑用水

(1)廃棄物専用の集積場	有 [隔壁等で仕切有・仕切無] ・搬出日のみ臨時的に置く・その他()	
(2)廃棄物処理方法	自己処理(市町村の一般廃棄物の収集日に処理する) ・業者委託処理	
(3)排水処理方法	公共下水道 ・ 浄化槽 (処理人員 人槽 ・ 処理方式)	
(4)浄化槽の管理	保守点検業者名() ・ 保守点検の頻度(回 / 月) 浄化槽法第11条に基づく検査 [受検 ・ 未受検]	
(5)ねずみ、昆虫等の生息調査・防除	実施 ・ 未実施	実施の場合(回 / 月) 自己実施・委託(業者名)
(7)雑用水(飲用等の目的以外の掃除・散水・トイレ洗浄等専用の水)	有 ・ 無	[使用水 : 水道水・井戸水・雨水・河川水・その他()]
(8)雑用水の消毒	実施 ・ 未実施	次亜塩素酸ナトリウムを薬注機で連続注入 その 他 ()
(9)雑用水の水質検査	定期(回 / 年) ・ 不定期 ・ 未実施	
(10)雑用水の水質検査項目	pH値・臭気・外観・大腸菌・濁度・残留塩素 その他()	

10 入所者への理容、美容の業務について

(1)実施場所	常設の施設有・臨時の場所有・なし・その他()
(2)従事者	出張理容師、美容師 [資格確認している・資格確認していない] 職員が行っている ・ その他()
(3)理容美容器具(かみそり、はさみ等)の消毒	一人ごとに消毒をしている・任せているので不明 その他()
(4)消毒を行っている場合の使用消毒方法	熱湯消毒・消毒用アルコール・次亜塩素酸ナトリウム・逆性石ケン ジェルン酸カルキジーン・その他()

< 引用文献・参考文献 >

- 厚生省生活衛生局企画課監修 『新版レジオネラ症防止指針』
財団法人ビル管理教育センター 平成11年11月発行
建築物の環境衛生管理編集委員会 『建築物の環境衛生管理 上巻』
財団法人 ビル管理教育センター平成17年3月31日
厚生労働省健康局生活衛生課長補佐編纂
【公衆浴場「営業者への指導ポイント・レジオネラ症の知識と浴場の衛生管理」
厚生労働省健康局生活衛生課長補佐編纂
厚生労働省ホームページ（「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」について）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/tp0628-1/index.html>
平成18年1月17日アクセス

【関係法令等】

- 「建築物衛生法」 昭和45年4月14日法律第20号
「建築物衛生法律施行令」昭和45年10月12日政令第304号
「建築物衛生法律施行規則」 昭和46年1月21日厚生省令第2号
「浄化槽法」 昭和58年5月18日法律第43号
「大阪府浄化槽維持管理指導要領」 昭和60年11月1日施行
「大阪府特定建築物維持管理指導要領」
大阪府健康福祉部環境衛生課 平成16年4月14日
「大阪府公衆浴場衛生指導要領」
大阪府健康福祉部環境衛生課 平成16年5月7日
「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」
厚生労働省 平成17年6月28日
「理容師法」 昭和22年12月24日 法律第234号
「理容師法施行規則」 平成10年1月27日 厚生省令第4号
「美容師法」 昭和32年6月3日 法律第163号
「美容師法施行規則」 平成10年1月27日 厚生省令第7号
「クリーニング業法」昭和25年5月27日 法律第207号
「クリーニング所における消毒方法等について」
昭和39年9月12日環発指第349号厚生省環境衛生局長通知
「クリーニング所における衛生管理要領について」
昭和57年3月31日環指第48号厚生省環境衛生局長通知